

# ○上越教育大学教育実習委員会規程

(平成17年4月13日規程第26号)

最終改正 令和5年3月23日規程第26号

(設置)

**第1条** 上越教育大学教授会規則(平成16年規則第5号)第8条第1項の規定に基づき、上越教育大学教授会の専門委員会として、上越教育大学教育実習委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、学部及び大学院の教育実習(学部の保育実習を含む。)に関する事項について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育実習に関する事項
- (2) 内部質保証に関する事項
- (3) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 教育支援高度化専攻心理臨床研究コースから選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。)1人
- (2) 次のアからウまでの区分により教育実践高度化専攻の各コースから選出された教授又は准教授9人
  - ア 学校教育実践研究コースの各領域から各1人
  - イ 教科教育・教科複合実践研究コースの各領域から各1人
  - ウ 発達支援教育実践研究コース1人
- (3) 学校教員養成・研修高度化センターの学校教育実践部門に所属する教員
- (4) 学校実習・ボランティア支援室長
- (5) 附属学校長(園長を含む。)
- (6) 学校実習課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

**第5条** 前条第1号、第2号及び第7号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第7号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

**第6条** 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

**第7条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

**第8条** 委員会は、委員(出張を命じられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第9条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

**第10条** 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

**第11条** 委員会に関する事務は、学校実習課において処理する。

(細則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成17年4月13日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1号から第4号までの委員及び第8号に規定する委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1号及び第2号の委員のうち、第一部、第三部及び第四部の各1人の委員並びに第二部の2人の委員の任期は、平成18年3月31日までとし、再任を妨げない。

#### 附 則 (平成19年規程第8号 (平成19年3月1日))

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成20年規程第5号 (平成20年3月21日))

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1号及び第2号の委員のうち、学校教育専攻の各コースから選出される4人のうちの2人、教科・領域教育専攻の各コースから選出される5人のうちの3人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

#### 附 則 (平成22年規程第13号 (平成22年3月11日))

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成23年規程第12号 (平成23年3月14日))

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24年規程第4号 (平成24年3月14日))

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年規程第2号（平成26年2月13日））**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（平成27年規程第5号（平成27年3月6日））**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（平成30年規程第14号（平成30年3月23日））**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則（平成31年規程第36号（平成31年3月22日））**

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、平成31年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1号及び第2号の委員のうち、学校教育専攻から選出される7人のうちの3人、教育実践高度化専攻から選出される4人のうちの2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

**附 則（令和3年規程第28号（令和3年11月24日））**

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

**附 則（令和4年規程第5号（令和4年1月24日））**

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和4年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号の9人の委員のうち5人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

**附 則（令和5年規程第26号（令和5年3月23日））**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第4条第3号の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和5年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。